

## さいたま市条例第49号

### さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例

#### (設置)

第1条 平成23年度における施設の修繕の不適正な事務処理をはじめとした本市における不適正な事務処理(次条において「不適正な事務処理」という。)について、その調査結果の客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言を行うため、さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

不適正な事務処理に関して庁内で行った調査の結果の検証  
不適正な事務処理の再発防止策の提言

#### (組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

#### (会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の議長は、会長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。